

妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査を 県外医療機関で受診する人へ

県外医療機関で妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査を受診した場合、医療機関で健診・検査費用を実費でお支払いただき、所定の手続き後にこの受診票の未使用分で助成上限額以内の金額を口座に振り込みます。

対象者

- ・妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査受診日に松前町に住民登録のある人で、それぞれの健診・検査の対象者に該当する人
- ・県外医療機関及び助産所で妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査における健診・検査を受診する人（日本国内に限る）

受診から申請・支給までの手続きと流れ

- 1 県外医療機関及びは助産所で健診・検査を受診した人は、健診・検査の費用を医療機関窓口で支払う。
- 2 申請窓口で、健康診査費助成申請書を記入する。
 - ・申請は原則としてすべての健診・検査が終了した後、行ってください（本人の代理人による申請も可）。
 - ・申請で必要なもの
 - (1) 医療機関が発行する領収書の原本 ※毎回の健診毎に必要な（レシート不可）

健診受診医療機関又は助産所名、健診（検査）受診日、氏名、健診・検査料金の記載のあるもの
ただし、保険適用外の健診・検査であることがわかるもの。

新生児聴覚検査は、検査機器 自動 ABR または OAE を確認できる記載があるもの
 - (2) 未使用の松前町妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票（太線内の問診項目を記入したもの）
 - (3) 母子健康手帳（健診・検査実施の記載のあるもの）
 - (4) 本人名義の預貯金口座（ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名、預金種目、口座番号のわかるもの）
 - (5) 印鑑（朱肉を使うもの。スタンプ印は不可。）
- 3 審査後、松前町から支給決定通知を送付します。支給の場合には、後日助成金が申請で登録した口座に振り込まれますので、確認してください。

請求できる費用の額

受診日毎に、助成上限額以内で実際に健診費用として支払った額

注意点

最終健診受診日または出産日から **6 か月以内** に申請してください。

申請には未使用の受診票が必要です。失くさないようご注意ください。



[申請窓口] 松前町保健福祉部子育て支援課
〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631
場 所 松前町総合福祉センター 2 階
電 話 089-985-4189
F A X 089-985-4158
メー ル hughug@town.masaki.ehime.jp
開庁時間 月～土曜日 8時30分～17時15分

